

オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付要綱

制定：令和7年9月5日 7生流第134818号

(通則)

第1条 オリーブオイル品評会出品支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年3月25日規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、かがわオリーブオイル品質表示制度において認定を受けた製造事業者が海外のオリーブオイル品評会に「香オリ3号」、「香オリ5号」を使用した製品を出品する際に、その経費の一部を補助することにより、同品種の知名度向上や販路開拓を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) かがわオリーブオイル品質表示制度 認定製造事業者

かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度実施要綱(平成26年10月27日 26生流第52125号 制定)において、製造事業者として認定を受けたものをいう（以下「認定製造事業者」という。）。

(2) 品評会

海外のオリーブオイル品評会のうち、オリーブオイルの品質の評価を行い、結果が公表される品評会をいう。

(3) 自社商品

自社で製造及び販売を行う食用エキストラバージンオリーブオイルであり、かがわオリーブオイル品質表示制度におけるプレミアム標章を貼付している商品のうち、「香オリ3号」、「香オリ5号」を原料に使用した単一オイル、もしくは両品種のみをブレンドしたオイルとする。

(4) 交付決定団体

知事が規定により交付決定を認めた認定製造事業者をいう。

(5) 交付決定事業

知事が規定により交付決定を認めた品評会への出品案件をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、認定製造事業者が品評会に自社商品を出品する事業とする。ただし知事が不適当と認める事業は除くものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて

知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 品評会の開催内容、出品料が記載されたパンフレットの写し等

(3) その他、知事が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、第2条の目的を達成するため、品評会の出品料について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 補助対象経費は、品評会に出品する際の出品料とし、送料は含まないものとする。なお、1出品に対する上限額は3万円以内(交付決定団体あたり9万円以内)とし、出品料の金額を超えないものとする。
- 3 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その申請内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、知事は必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(事業計画の変更)

第7条 交付決定団体は、交付決定事業の計画を変更しようとするときは、事業変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合において、その変更の内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を通知するものとする。この場合において、知事は必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(事業計画の中止又は廃止)

第8条 交付決定団体は、交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を事前に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、交付決定事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第5号)に、出品料の支払い内容がわかる通帳写し又はクレジットカード明細等の写しを添えて、事業完了の日から起算して30日を

経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月15日（当該日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書きに該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体が補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第7号様式）を知事に速やかに提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 知事は、交付決定の後、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4）この要綱の規定に反したとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認めたとき。

（補助金の返還）

第13条 交付決定団体は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を知事が別に定める日までに返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地

事業者名（又は団体名）

代表者氏名

オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付要綱に基づき、別紙計画により事業を施行したいので採択して下さるよう、同要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

（注）事業計画書（第2号様式）を添付する。

年度オリーブオイル品評会出品支援事業計画書

所 在 地

事業者名（又は団体名）

代表者氏名

1 事業の内容

（1）出品するオリーブオイル品評会の概要

品評会名 (開催期間)	出品料 (単価、円)	出品数 (品)	出品料の合計金額 (円)	備考
(年 月 日～ 月 日)				

（2）出品する自社製品の概要

自社製品名（容量 g）	品種名

2 経費の配分

総事業費（出品料の総額）	県補助金	その他 ()	自己資金	備考
円	円	円	円	

（注）備考欄には、出品料に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち県補助金〇〇〇円」）を記入すること。

3 添付書類

- （1）品評会の開催内容、出品料が記載されたパンフレットの写し等
- （2）その他、知事が必要と認める書類

年度オリーブオイル品評会出品支援事業変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地
事業者名（又は団体名）
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった当事業について、下記のとおり変更したいので、オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

※上記の各欄に変更内容の概要を記入し、さらに詳しくわかるものを任意の書式により添付すること。

2 変更理由

年度オリーブオイル品評会出品支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地

事業者名（又は団体名）

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった当事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1 中止（廃止）理由

--

年度オリーブオイル品評会出品支援事業実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地

事業者名（又は団体名）

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった当事業について、次のとおり事業を実施したので、オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付要綱第9条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容

(1) 出品したオリーブオイル品評会の概要

品評会名 (開催期間)	出品料 (単価、円)	出品数 (品)	出品料の合計金額 (円)	備考
(年 月 日～ 月 日)				

(2) 出品した自社製品の概要

自社製品名（容量g）	品種名

2 出品料支払い日

年 月 日

3 経費の配分

総事業費（出品料の総額）	県補助金	その他 ()	自己資金	備考
円	円	円	円	

（注）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち県補助金〇〇〇円」）を記入すること。

4 添付書類

出品料の支払い内容がわかる通帳写し又はクレジットカード明細等の写し

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地
事業者名（又は団体名）
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった当事業について、オリーブオイル品評会出品
支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
- | | |
|--------------------------|---|
| 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | |
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

※内訳資料、その他参考となる資料を添付する。

請 求 書

（アラビア数字で記載し、頭書きに¥の記号を付し、訂正しないでください。）

金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、オリーブオイル品評会出品支援事業補助金として、上記の金額を精算払いによって交付されたく、オリーブオイル品評会出品支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき請求する。

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

所 在 地
事業者名（又は団体名）
代表者氏名

支 払 の 方 法	口 座 振替払	銀行 (支)店										
		預 金 種 目	当座 □	普通 □	口座 番号							
		(7桁) 口 座 名 義										

責任者所属・氏名 ※
担当者所属・氏名 ※
連絡先（電話番号） ※

- 1 預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。
なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□箇所にレ印を付してください。
- 2 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 3 ※「責任者所属・氏名」欄及び「担当者所属・氏名」欄には所属名、役職名、氏名を記載します。「責任者」及び「担当者」は請求書に係る事務を担当する部門の責任者及び担当者を指します。責任者と担当者が同じ者の場合は、「責任者及び担当者氏名」として記載します。
なお、代表者印が押印されている場合は、責任者等の記載を省略できます。